



2025 年 8 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 福 田 組
代 表 者 名 代表取締役社長 荒 明 正 紀
(コード番号 1899 東証プライム市場)
問 合 せ 先 執 行 役 員 福 田 雄 介
経 営 企 画 部 長
(T E L 025-266-9111)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 20 日付の取締役会において、以下のとおり、当社株式の売出し（以下「本売出し」という。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

■当社の現状

当社は、新潟に根差しながら、地域を超えて全国で「土木」、「建築」、「開発」の 3 つの事業を展開する総合建設業者です。1902 年の創業以来、常に新しい分野への挑戦を続け、事業規模、事業範囲を拡大してまいりました。全国各地で大規模再開発工事の実績を有し、道路やダムといった大型土木施工のほか、マンションや商業施設といった民間需要にも注力しております。

現在、当社を取り巻く環境は変化しており、国土強靱化や循環型社会の加速により中長期的な建設需要が見込める一方、新しい分野からの多様なニーズに対応できる技術力、脱炭素やダイバーシティなどの課題に戦略的に取り組む姿勢が求められ、企業の総合力が問われるようになっていきます。

そのような状況の中、当社は、「100 年先も誠実」というグループスローガンのもと 2016 年に「次の 100 年に向けた挑戦」を掲げた「長期ビジョン 2025」を策定しました。本ビジョンの策定にあたり、120 年の伝統を次世代につなげるべく、継続的かつ安定的に成長できる企業を目指し、「強い連結経営で地方ゼネコンの枠を超えた全国展開」を主な施策といたしました。

同ビジョンを実現するための最終フェーズとして、2025 年 12 月期を最終年度とする「中期経営計画 2025」では、「地域に根差し、地域を超えて、マルチ・ステークホルダーとの強い絆を築く」というスローガンのもと「主要事業（建設・不動産）の進化と深化」、「福田グループによる誠実ブランドの確立」、「安全と品質の強化と徹底」、「人材の充実と成長」そして「企業価値向上のための ESG 経営」を基本方針に据えて、日々企業価値の向上とお客様の満足の実現に取り組んでおります。

具体的には、今後安定して受注量と利益を確保し持続的な成長をするため、当社の地盤である新潟県の内外

ご注意：この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

にとらわれず受注活動を積極的に展開すること、社員の提案力と営業力を育成すること、技術力をあげてコスト競争力をつけること等の事業における緒策・投資へ力を入れると共に、脱炭素社会への取組をはじめとする ESG 経営や投資によるブランド力の向上も目指しています。今後も、このような「量」に負けない「質」の充実への注力を継続してまいります。

■本売出しの背景と目的

昨今の株式市場において、株式会社東京証券取引所は、日本株式の市場平均を示すベンチマークである TOPIX について、その投資対象としての機能性を高めるために見直しを行うことを公表しており、今後は流動性をより重視して銘柄の定期入替を実施していく方針です。当社は、より魅力的な投資先となるべく中期経営計画の達成に加え安定的な配当、株主還元や投資等、適切なキャピタルアロケーションに日々、取り組んでおりますが、今後企業価値を一層高めるためには、TOPIX の選定基準を継続して満たすことが重要であり、当社株式の市場流動性や時価総額の更なる向上について取り組む必要があると認識しております。

かかる課題認識を踏まえ、TOPIX の選定に際して重要な要素となる浮動株比率の改善や長期的な視点での企業価値向上に資する取り組みを検討し、当社株式を保有している一部の株主様と対話を行ったなかで当社株式を売却する意向を確認いたしました。それを受け、当社として最適な当該株式売却の手法を検討した結果、当社株式の円滑な売却機会を提供しながら、株主構成の能動的な再構築と株式の市場流動性の向上を図ることが可能であることから、このたび本売出しを実施することといたしました。本売出しを、当社の中長期的な成長に向けた事業戦略・成長戦略や株主還元策への理解をより一層深めていただく機会とするとともに株主層の拡大や多様化、さらには流動性の向上といった株価形成上の土台にあたる改善の一步にしたいと考えております。引き続き株主還元施策も今後積極化していき、より魅力的な投資先となることを目指したいと考えております。

記

1. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- | | | |
|--------------------|--|-----------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 695,700 株 |
| (2) 売出人及び
売出株式数 | 福田 直美 | 290,000 株 |
| | 小澤 和子 | 180,000 株 |
| | 福田石材株式会社 | 150,000 株 |
| | 株式会社第四北越銀行 | 75,700 株 |
| (3) 売出価格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2025 年 8 月 27 日(水)から 2025 年 9 月 1 日(月)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。） | |
| (4) 売出方法 | 引受人の買取引受けによる売出しとし、SMB C 日興証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。引受人の買取引受けによる売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 | |
| (5) 申込期間 | 売出価格等決定日の翌営業日。 | |

ご注意：この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (6) 受 渡 期 日 2025年9月3日(水)から2025年9月8日(月)までの間のいずれかの日。ただし、売価等決定日の5営業日後の日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売価と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売価、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長荒明正紀に一任する。

2. 株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記【ご参考】1.をご参照)

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 104,300株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、売価等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(売価等決定日に決定する。なお、売価は引受人の買取引受けによる売出しにおける売価と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が当社株主である株式会社第四北越銀行(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売価、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長荒明正紀に一任する。

ご注意：この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、104,300株を上限として、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）につき、SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2025年9月25日（木）を行使期限として貸株人より付与されます。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から2025年9月25日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

SMB C日興証券株式会社がグリーンシュエーションを行使する場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMB C日興証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与は行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 売出価格等決定日が2025年8月27日（水）の場合、「2025年8月29日（金）から2025年9月25日（木）までの間」
- ② 売出価格等決定日が2025年8月28日（木）の場合、「2025年8月30日（土）から2025年9月25日（木）までの間」
- ③ 売出価格等決定日が2025年8月29日（金）の場合、「2025年9月2日（火）から2025年9月25日（木）までの間」
- ④ 売出価格等決定日が2025年9月1日（月）の場合、「2025年9月3日（水）から2025年9月25日（木）までの間」

ご注意：この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

となります。

2. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関し、売出人である福田直美、小澤和子、福田石材株式会社及び株式会社第四北越銀行並びに当社株主である公益財団法人福田育英会及び福田勝之は、SMB C日興証券株式会社に対して、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、売出価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却等（株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、SMB C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

3. 目論見書の電子交付について

引受人は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、原則として、書面ではなく、電磁的方法による目論見書に記載された事項の提供（以下「目論見書の電子交付」という。）により行います（注）。

（注）目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます。投資家は目論見書の書面による交付を選択することはできません。引受人が目論見書の電子交付を行う場合において、投資家から当該同意が得られないとき、また、当該同意が撤回されたときは、当該投資家に対しては目論見書の電子交付はできず、また、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおいては、当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ株式を販売します。

以 上

ご注意：この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。